

「**①**ひとりひとりの**②**えがおを**③**だいじにする」いじめ防止等のための基本的方針

以下（「ひえだ」いじめ防止基本方針）という

神戸市立稗田小学校

1. はじめに

稗田小学校は、教職員、保護者、地域が一体となっていじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「ひえだ」いじめ防止基本方針という。）を策定します。指導にあたっては、神戸市いじめ三原則

「**するを許さず、されるを責めず、第三者なし**」を核とします。

また、本校における運動方針のキャッチフレーズを

「ひとりひとりの **え**がおを **だい**じにする 学校」とします。

大人も子供も分かりやすいキャッチフレーズと連携した行動をもって、「いじめをなくす」運動を推進していきます。

2. いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、その児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、それらの行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は、間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとともに、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 学校の体制および教職員の姿勢

(1) 「ひえだ」いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年世話、生徒指導係、特別支援教育担当者、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による「ひえだ」いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 「ひえだ」いじめ問題対策委員会の役割

- ① 本校におけるいじめの防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。

- ②いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら本校の教職員が共有するようにします。
- ③いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ④本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

(3)教職員の意識と責務

- ①児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ②分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動、行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ③児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ④いじめの兆候を見逃さないように、アンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ⑤児童の表情や行動の変化に気を配り、嫌がらせやいじわる等いじめが疑われる段階から対応します。
- ⑥いじめは。生命又は身体に重大な危険を生じさせうる問題であるという認識をもって対応します。
- ⑦保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
- ⑧教職員は、すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の教育活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期発見に努めます。
- ⑨いじめ問題を個人や特定の教職員で抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。

(4)家庭の役割と保護者の責務

子供達の豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日常から子供達の規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常の生活体験を通して、「決して許されるものではない」ということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

4. いじめへの対応

(1)未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことがもっとも重要であり、年間を通して予防的な取組を計画、実施します。

①思いやりの心を育む教育

授業をはじめ、道徳教育や学級活動等、すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

②豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

ア)仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づく

りに取り組みます。

イ)「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力を育む自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。

ウ)学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション能力、社会的スキル等を育てます。

③規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

ア)すべての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。

イ)見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると、あわせて指導します。

ウ)児童が学級会活動や児童会活動等の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援します。

(2)いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

①信頼関係の構築

日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。さらに、積極的な言葉かけを行うなど、直接的なふれあいを大切にし、担任を中心として深い信頼関係を築きます。

②児童理解

ア)平素から児童の交友関係など、生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。

イ)定期的なアンケートの実施、日常の生活実態の細やかな把握等を通して、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。

ウ)アンケートは、保存年限を守り、その内容についても児童がいじめの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいように配慮します。

③相談体制の充実

養護教員やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

④校外相談機関との連携

教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ(ネットいじめ)・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を、児童や保護者に周知します。

(3)いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い、対応します。

①いじめの事実関係の把握

ア)いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。

イ)関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、詳細を確認した上で関係

教職員で情報共有し、組織的に対応します。

②いじめの指導

ア)いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。そして、成長支援の観点から、いじめた児童の抱える問題を解決することに努めます。

イ)関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。

ウ)児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。

エ)状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。

オ)指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

(4)いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決するのではなく、次の二つの状態になるまで継続して指導・見守りを続けます。

①いじめに係る行為が、一定期間止んでいること。

②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

(5)特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進め、全職員で情報を共有した上で、支援を行います。

(6)特別な支援を必要とする児童への対応

様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

①海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童等の外国につながる児童生徒

②性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童

③各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童

④特別な事情があり、親元を離れて生活している。または、した経験のある児童

(7)インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの対応

①未然防止

ア)インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。

イ)パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

②早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

5. 連携した取組

(1) 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。

また、校区内の小中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

(2) 保護者、地域との連携

ア) P T A、ふれあい懇話会、神戸っ子応援団(うへのすけ・トネット、灘スクールのサポートユニット)等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。

イ) P T Aや地域の会合等で、学校のいじめの問題への取組について情報を発信します。

ウ) いじめ問題に対する学校の取組状況を学校評価の項目に位置づけ、保護者からの意見をその後の取組に生かすようにします。

(3) 関係機関との連携

ア) インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めます。

イ) 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応を行います。

ウ) その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行います。

(4) 緊急時の連携

学校だけでは解決が困難な場合、神戸市教育委員会に相談し、最もふさわしい専門性をもつ機関との連携を図ります。

6. いじめ事案への対処について

(1) いじめ事案発生時の留意点

① 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録を正確にとります。

② 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をします。

③ いじめられた児童を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行います。

④ いじめた児童へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築します。

⑤ 教育委員会事務局に、事実関係を報告します。

(2) 重大事態の報告と調査

① 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

(3) 調査結果の報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

7. その他

本校は、「ひえだ」いじめ問題対策委員会によって、適宜基本方針を見直し、必要があると認められる時は、改訂します。